



コンプライアンスをテーマに、さまざまな事例を紹介していきます

コンプライアンス

第51回 画像などの無断転用について ~ネット時代の著作権~

インターネット上で公開されている画像などの著作物を著作権者の許諾なく使用することは、著作権の侵害となる違法行為です。

ネット時代と言われる現代、溢れる情報の中で欲しい画像を見つけるのは容易なことです。また、画像をコピーして使用することも技術的に簡単にできるため、相手に無断で使用しトラブルとなるケースがあります。確認を怠り、著作権者に許諾なく使用した場合、法令違反として処罰されるとともに、著作権者による損害賠償請求などを受ける可能性があります。

写真やイラストなどの画像だけでなく、文章や音楽なども同様です。また、インターネット上に公開されているデータは、著作権者の承諾なく掲載されていることもあり、これらを転用した場合も違法行為となります。

会議や講習で使用するための説明用の資料や各種案内などを作成する際、内容に合った画像があればより効果的にイメージを伝えることができます。しかし、例え、作成した資料や案内などをホームページで公開したり外部に持ち出したりするものでなくても、著作権者に無断で使用することは禁じられているということを忘れないでください。

また、作成段階で仮のイメージとして当て込んでいた画像を差し替えずそのまま使用するなど、うっかり著作権を侵害していたということにならないよう十分に確認するようにしましょう。



コンプライアンス相談窓口
専用電話 044-733-4358
Eメール: compr@tokyu-techno.co.jp

会社の経営に必要とされるさまざまなポイントをピックアップし、分かりやすく紹介します

7

One point management

第40回 売掛金について

経営戦略部

皆さんは、「売掛金」という言葉を知っていますか? 「売掛金」という言葉は聞いたことはあるけれど、その内容はよくわからないという方が多いのではないのでしょうか? 今回は売掛金について説明します。

「売掛金」は、当社がお客さまに製品の販売やサービスを提供した際に受領していない代金(残高)のことです。例えば、その代金(残高)が100万円であれば「100万円の売掛金がある」ということになります。反対に当社が材料を仕入れた際に支払っていない代金(残高)は「買掛金」です。身近な例で説明すると、クレジットカードで買い物した際に、お店側から見るとお客さまに「売掛金がある」、買い物をした側から見るとお店に「買掛金がある」ということになります。

通常、会社間での取引は、高額で取引回数も多いので、個々の取引で金銭のやり取りをせず、ある一定期間の取引金額を集計して清算します。まとめて支払締日を設けて、後日、代金を支払い、受領する信用取引です。

売掛金も同じようにお客さまの締まりにより代金(残高)

を受け取ります。信用取引なのでお客さまからきちんと支払ってもらわないと、協力会社などに対する外注費や水道光熱費など当社からの支払いや、従業員の皆さんへの給与支給にも大きな影響を及ぼしてしまいます。放っておくと、会社の破産、倒産につながりかねません。

経営企画課ではこのようなことが起きないように、売掛金が計上されてから3カ月を超えて入金がない取引は、営業本部と協力して支払いの予定を確認し、入金いただけるようお客さまに働きかけています。



ご意見ご質問お待ちしております。 問い合わせ先: 経営戦略部 経営企画課 044-733-4353

東和会レポート

釣り部



11月18日、久里浜漁港から今年度初の活動となるタチウオ・アジリレー釣りに行ってきました。参加者は10名です。天候は曇り、風がやや強くありました。

午前中はタチウオ釣りで、エサはサバの切り身をつけ水深90mくらいの深さでトライしました。アタリは鈍く、なかなか食いついてくれず、誘い方の良さ悪しか、釣果に差が出てしまいました。

午後はアジ釣りで、エサはイカを赤く染めサイコロ状にしたものを使いました。こちらは仕掛けを落とせばすぐに食いついてきて、みんな忙しく釣っていました。アジ釣りの中、外道でイナダを釣る人もいました。アジ釣りで釣果を上げ、みんな満足し引き上げました。次回はカワハギ釣りになりますので、釣りに興味がある方は一緒にいかがでしょうか。



問い合わせ窓口: 営業本部 営業統括部 電設設計二課 高島 宏一

テニス部

東和会テニス部では、11月11日から1泊2日で、2017年度テニス合宿を山梨県山中湖にて開催しました。今年度は、普段使用していた貸コートの閉店により練習会が開催できず、また、当初、合宿を予定していた9月16日から18日が、台風18号の接近に伴い11月に延期となつての開催でした。

当日は、朝晩の冷え込みから霜が降りるほどの気温でしたが、日中は両日とも秋晴れとなり、テニスを通じて、普段なかなか会うことのない各部署の部員間で懇親を深め楽しむことができました。

今年度も残り少なくなりましたが、新たな貸コートの目処もついたので、練習会を開催していく予定です。一緒に楽しみたい方は、是非、各職場の部員までご連絡ください。



問い合わせ窓口: 営業本部 総合営業部 営業一課 戸口 則孝

知っ得情報

働く人のメンタルヘルス

~ストレスチェックの重要性について~

2015年の労働安全衛生法の改正によりストレスチェック制度が施行され、従業員50名以上の事業場に対して、年1回のストレスチェック実施が義務付けられました。ストレスチェックは、メンタルヘルス不調者の特定ではなく、従業員一人ひとりが自らのストレス状態を理解し健康管理することを支援し、メンタル不調になる前に防ぐ「一次予防」を目的としています。

「一次予防」とは

自分のストレス状態を把握しセルフケアに生かす
ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらう
必要などきは会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらう
集団分析によって職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげる

当社は6月にWEBにてストレスチェックを実施しています。ストレスの程度が高いと判断された従業員のうち、面接指導を受ける必要があると産業医が判断した従業員に対して個別に連絡し、医師面接へとつなげています。また、10月に実施する衛生巡視においてストレスチェックの集団分析結果を各職場にフィードバックしています。

生活習慣や働き方を見直し、風通しの良い職場作りを目指しましょう。

ストレス症状や心身の不調はそのままにせず早めに対処することが大切です。

医師面接を受けるほどではなくても、不調を感じるときや心配なときは、相談サービスをご利用ください。

保健同人社の相談サービス「健康・こころのオンライン」
(www.healthy-hotline.com) 年中無休24時間受付

こころからの相談ポータルサイト

健康・こころのオンライン

検索

ログインID: TTS2009



※このQRコードは全ての機器で読み取れることを保証するものではありません。



問い合わせ先: 総務部 人事課 044-733-4352